



2018年10月3日

各位

会社名 J.フロント リテイリング株式会社
代表者名 代表執行役社長 山本良一
(コード番号 3086 東証、名証第一部)
問合せ先 財務戦略統括部 IR推進部長 稲上 創
(TEL. 03 - 6895 - 0178)

受入送料に関する公正取引委員会の発表について

本日、公正取引委員会から、ギフト等受入送料において近畿地区に店舗を有する百貨店に対し独占禁止法に違反する行為があったとして排除措置命令および課徴金納付命令がなされた旨の発表がありました。

当社子会社である株式会社大丸松坂屋百貨店は、本件に関して課徴金減免制度の適用申請を行うことで自発的に違反行為を申告するとともに、独占禁止法に違反する行為を取りやめ、公正取引委員会の調査に全面的に協力しておりました。今般これらが認められたことから上記命令のいずれも受けておりませんが、本件違反行為につきお客様をはじめ株主の皆様など関係者の皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループは本件を厳粛かつ真摯に受け止め、株式会社大丸松坂屋百貨店とともに今後も引き続きコンプライアンス体制をより一層強化してまいります。

以上